



第85期 報告書

平成20年4月1日 ▶ 平成21年3月31日



シンフォニア テクノロジー 株式会社

(証券コード 6507)

目次

事業報告	>> 2
連結計算書類	>> 19
単独計算書類	>> 24
監査報告書	>> 30

(ご 参 考)

業績ハイライト	>> 32
トピックス	>> 33

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、米国発の世界的な金融危機の影響から急速に景気が悪化する中、企業の大規模な生産活動の収縮や設備投資の減少、株式市場の急落等により極めて厳しい状況となりました。

このような景況の下で当社グループといたしましては、中期経営計画の最終年度を迎え、電機メーカーの枠を超えた電子精密企業体への転換に向けた取組を推し進めてまいりましたが、特に半導体業界におきまして、世界的な市場環境悪化を受けて大幅な生産調整を迫られたことや、年度後半以降、当社グループを取り巻く経営環境も一変し、誠に遺憾ながら、大幅な業績低下を余儀なくされる事態となり、結果的に中期経営計画の目標を達成することができませんでした。そのような中で業績の悪化に歯止めをかけるため、当社グループは収益緊急対策を取りまとめ、時間外労働の抑制、帰休の実施、内作化による外注加工費の削減、経費の圧縮等に取り組んでまいりました。

<受注・売上拡大>

昨年11月に、システムの動きを制御・監視する装置であるコントローラのビジネス拡大を図り、当社の一大事業として育成していくことを目標に、社長直属部門としてコントローラ開発営業部を新設いたしました。今までは、自社や他社の駆動機器（アクチュエータ）や駆動装置（パワー回路、ドライバ等）を総括する一つ上位にありながら、どちらかといえば従たるポジションにあった50種類を超える自社コントローラ製品を、その開発力をさらに増強することで新規顧客の獲得や新製品の開発、既存製品のユニット化・システム化戦略を一層加速させ、将来的にはコントローラ単体での事業本部も目指してまいりました。

<コストダウンと生産性の向上>

全社展開している「ムダ撲滅運動」によるコストダウンや生産性向上を目指した「工場革新活動」を継続して推進しております。また、生産量に応じた機動的な要員配置による生産体制の効率化や、これまで行ってきた設備投資を活かした外注品の内作化による変動費の低減、自動化や機械稼働率アップ等による生産性の向上を推し進めてまいりました。昨年7月より本格生産に入ったタイの新工場においては、当社製品の海外

外一大生産拠点としての役割を期待し、現地調達や生産品目を拡大することでコストダウンに取り組むとともに、従来は日本で生産していた品目を現地生産することにより、海外案件に素早く対応できる体制の構築を図ってまいりました。

<技術・開発戦略の強化>

従来品と比較して4倍の加速度で精密な位置決めができ、半導体などの微細加工を高速・効率化できる新型HDリニアモータを上市いたしました。また、部門間の技術協力を推進し、航空機用発電機の技術を自動車用試験装置に応用することで、ハイブリッド自動車の駆動モータ試験装置用に世界最高速のダイナモメータを開発いたしました。その他につきましては、事業区分別の概況に記載しております。

<企業基盤の強化>

全社リスク管理担当役員の任命やリスク管理規程等の制定、リスク管理委員会の設置によるリスク管理体制を構築いたしました。また、ISMS（情報セキュリティ管理システム）の認証を全社で取得いたしました。これにより、全社的な情報セキュリティ管理体制が整い、当社の情報管理の安全性と信頼性をお客様にアピールし、更なる競争力の強化に繋げてまいります。また、将来に向けた飛躍への強い意思を含め、本年4月1日付で商号を「シンフォニアテクノロジー株式会社」へと変更いたしました。この商号変更にあたりましては、従業員一人ひとりが「新ブランドは自ら育てる」という気概と決意をもって、お客様へ積極的に周知活動を行ってまいりました。

このような諸施策を推進いたしましたものの、企業集団の業績（連結業績）につきましては、受注高は693億26百万円（前連結会計年度比22.7%減）、売上高は734億98百万円（同17.4%減）となりました。損益面につきましては、経常利益は、2億56百万円（同93.9%減）となり、投資有価証券売却益を特別利益として計上する一方、株式相場の下落による投資有価証券評価損及び取引先の会社更生手続開始に伴う損失を特別損失として計上したため、当期純損失は32億20百万円（前連結会計年度は23億61百万円の当期純利益）となりました。

当社の業績（単独業績）につきましては、受注高は538億8百万円（前期比23.4%減）、売上高は568億8百万円（同19.2%減）となりました。また、損益面につきましては、経常利益は2億33百万円（同94.1%減）、当期純損失は25億99百万円（前期は20億43百万円の当期純利益）となりました。

このような事情から、株主の皆様には誠に申し訳ない次第ではございますが、当期の当社の期末配当につきましては、1株当たり3円の配当をすることとおはかりさせていただきたく存じますので、皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。当連結会計年度における事業区分別の概況は次の通りであります。

モーション精密機器部門

モーション精密機器部門における取組といたしましては、プリンタ事業では、当社独自のツインヘッド方式（金色や銀色等の特色プリントが可能）による世界最高の解像度1200dpi（インクジェットでは19200dpiに相当）を実現したシールプリント用のプリンタを上市いたしました。クラッチ・サーボ事業では、自動車のスライドドア用電磁クラッチを上市し、今後も新車種等への展開による受注拡大に向けて注力してまいります。自動車用アクティブ制振装置につきましては、各社での実車テストによる性能試験を継続中ではありますが、自動車業界も厳しい状況におかれている中、当社としては各社のニーズを的確に把握し、引き続き改良を重ねながら早期の量産化決定を目指しております。駅務・車両制御機器事業では、システムに発電機を組込んだことにより貨物列車の電源を持たない貨車への搭載が可能となった、車輪やレールの損傷を防止するための貨車用ABS（アンチロック・ブレーキ・システム）を開発し、納入を開始いたしました。また、電気のない区間を走行する鉄道車両である気動車のエンジンに直結し、エンジンの回転によって発電して安定した空調用電源を供給するための気動車用ビスカフを開発いたしました。

※その他「新型HDリニアモータの上市」については<技術・開発戦略の強化>に記載

このような取組を行ってまいりましたものの業績といたしましては、プリンタ事業では、海外向業務用プリンタ等が不調で、受注・売上ともに減少いたしました。

た。クラッチ・サーボ事業では、FA機器用クラッチやHDモータが減少したことにより、受注・売上ともに減少いたしました。駅務・車両制御機器事業は、受注はほぼ前年並みとなったものの、駅務関連機器が減少したことにより売上は減少いたしました。航空宇宙事業は、在来機種用電装品などが減少したことにより受注・売上ともに減少いたしました。

この結果、部門全体の受注高は300億11百万円（前連結会計年度比17.4%減）、売上高は307億75百万円（同15.5%減）となりました。

搬送機器部門

搬送機器部門における取組といたしましては、振動機事業では、電源の状態が不安定な国においても、振動の振幅を感知して自動で調整する最新の定振幅制御により、安定した振動を発生させることができる大形電磁フィーダ用コントローラを上市いたしました。パーツフィーダ事業では、お客様からのご要望にお応えして大型のデュアルモーションパーツフィーダを開発いたしました。これは楕円振動により、高速かつ滑らかに搬送することができる当社独自のパーツフィーダで、今回の開発でより大きな搬送部品に対応できることとなりました。また、デュアルモーションパーツフィーダシリーズ用に新型のコントローラを開発し、複雑な初期設定が不要で簡単に振動条件を変更できる機能を付加し、小型化による省スペースを実現したうえ、従来機と同じ価格での提供を実現いたしました。

業績につきましては、半導体・液晶機器事業は、市況の低迷に伴う影響が大きく、半導体製造装置用のロボットが急激に減少し、受注・売上ともに減少いたしました。振動機事業は、受注・売上ともに減少いたしました。パーツフィーダ事業は、精密パーツフィーダが不調で、受注・売上ともに減少いたしました。大型搬送システム事業では、空港用地上支援車両が好調で受注は増加したものの、売上は減少いたしました。病院搬送システム事業は、受注は減少いたしました。売上は増加いたしました。

この結果、部門全体の受注高は185億54百万円（前連結会計年度比32.4%減）、売上高は200億39百万円（同26.1%減）となりました。

パワーエレクトロニクス機器部門

パワーエレクトロニクス機器部門における取組といたしましては、計測器とダイナモメータを直接接続することで、より正確な試験を行うことが可能となった、電気・ハイブリッド車載モータ・インバータ用の試験装置を開発いたしました。

※その他「世界最高速のダイナモメータの上市」については
＜技術・開発戦略の強化＞に記載

しかしながら業績につきましては、自動車用試験装置事業は、自動車業界の設備投資抑制により主にパワーレイン向試験装置が落ち込み、受注・売上ともに減少いたしました。発電・産業電機事業は、発電装置が不調で、受注は減少いたしました。冷凍機用モータ等が好調だったことにより、売上は増加いたしました。社会システム（官公庁向電気設備）事業は、市場競争激化の状況のなかで、受注・売上ともに減少いたしました。エコ発電事業は、業績に寄与するには至りませんでした。全国に展開している大型商業施設に小形風力発電装置「紋次郎」が採用され、駐車場の夜間照明の電力供給用として納入いたしました。

この結果、部門全体の受注高は207億60百万円（前連結会計年度比19.7%減）、売上高は226億84百万円（同10.8%減）となりました。

(2)対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、金融危機の深刻化や世界景気の一層の後退懸念、株式市場の変動の影響など、景気を更に下押しするリスクがあることから、極めて厳しい状況で推移すると予想されます。

このような情勢の中で当社グループといたしましては、昨年 の定時株主総会でご承認いただきましたとおり、本年4月1日をもって商号を変更いたしました。これを機に、コーポレートブランドも一新し、新たなブランド価値の向上に向けて、従業員一体となって取り組んでまいります。

次期中期経営計画につきましては、今後の事業環境の趨勢を慎重に見極めたうえで、然るべき時点で改めて作成することとし、まずはこの不況下においても収益を確保するため、以下の対策に取り組んでまいります。

＜収益緊急対策＞

本年度も引き続き収益緊急対策を継続し、損益分岐点の引き下げに取り組んでまいります。昨年度からの費用削減活動に加えて、設備投資の抑制、内作化の推進、原価低減活動や海外調達拡大による調達品のコストダウン等を推進してまいります。

＜最大受注の確保＞

既納品の機能アップ・省エネ更新やメンテナンス需要への注力、セット受注の促進、新規OEM先の拡大、切替え需要の掘り起こし等に努めてまいります。

＜技術開発＞

次世代の技術開発については、現行製品の競争力向上、将来に向けた新商品・技術、環境対策や省エネ化に対応した新規需要の開発等に経営資源を投入してまいります。

＜企業基盤の強化＞

金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性の確保に向けた取組については、昨年度の評価結果に基づいて一層の整備・運用の充実に取り組んでまいります。また、BCP（事業継続計画）の策定も含めたりスクマネジメントの整備・強化にも注力してまいります。

今後さらに、成長し続ける企業グループとして株主の皆様、顧客の皆様から評価していただけるよう、引き続きグループを挙げて飛躍を遂げるべく努力を重ねてまいります。

なお、当社は昨年10月、札幌市発注の水処理施設に係る電気設備工事において、公正取引委員会から独占禁止法違反による排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。株主の皆様には多大なご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、これを厳粛に受け止め、排除措置命令に基づく必要な措置や関係者の処分を行うとともに、コンプライアンス委員会からの勧告も受けて再発防止策にも鋭意取り組んでおりますが、今後とも、より一層内部統制及びコンプライアンスの取組を推し進めてまいります。

③設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、次の通りであります。

- ①当連結会計年度中に完成した主要設備
 当社伊勢製作所：新総合ビル建設
 当社豊橋製作所：NC複合工作機械の更新
- ②当連結会計年度継続中の主要設備
 当社豊橋製作所：自動車用試験装置実験棟の建設
 液中モータ（冷凍機用・液化天然ガス用）増産対応設備の導入
 回転機試験電源設備更新

④財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

項目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (当連結会計年度)
		第 82 期	第 83 期	第 84 期	第 85 期
受注高 (百万円)		77,702	85,439	89,630	69,326
売上高 (百万円)		79,206	83,012	88,959	73,498
経常利益 (百万円)		4,592	3,239	4,204	256
当期純利益 (百万円)		3,056	5,093	2,361	▲3,220
1株当たり当期純利益 (円)		20.93	34.87	16.17	▲22.00
総資産 (百万円)		94,092	96,554	101,517	95,242

(注) 1. 平成17年度は、券売機の新紙幣対応需要の一巡による情報システム関連機器の減少、及びシールプリント消耗品の減少などがあり受注高・売上高は減少いたしました。支払利息の減少等により利益は増加いたしました。

平成18年度につきましては、半導体・液晶機器、真空溶解炉や冷凍機用モータなどが好調で、受注高・売上高は増加し、アシスト シンコー(株) (現アシスト テクノロジーズ ジャパン(株)) の株式譲渡による持分法利益減少により経常利益の減少はありましたものの、同社株式売却益もあり当期純利益は大幅に増加いたしました。

平成19年度につきましては、プリンタや自動車用試験装置などが好調で受注・売上が増加し、それに伴い経常利益は増加いたしました。前年度に計上したアシスト シンコー(株) (現アシスト テクノロジーズ ジャパン(株)) の株式売却益がなくなったことにより当期純利益は減少いたしました。

平成20年度につきましては、「(1)事業の経過及びその成果」に記載しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

項目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (当期)
		第 82 期	第 83 期	第 84 期	第 85 期
受注高 (百万円)		64,640	67,756	70,275	53,808
売上高 (百万円)		65,367	66,055	70,330	56,808
経常利益 (百万円)		3,189	3,550	3,934	233
当期純利益 (百万円)		1,808	6,533	2,043	▲2,599
1株当たり当期純利益 (円)		12.38	44.74	13.99	▲17.75
総資産 (百万円)		88,156	90,911	95,797	91,179

(注) 1. 当社の財産及び損益の変動の要因は、企業集団の財産及び損益の変動の要因と同様の理由によるものです。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。

(5)重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
神電商事(株)	200	100.00	保険代理業、倉庫・運送業、鍍金製品・機械部品・石油製品の販売、旅行業
(株)S&Sエンジニアリング	200	100.00	病院・オフィス・工場・倉庫内用搬送システムの販売、エンジニアリング
神電エンジニアリング(株)	100	100.00	電気・機械設備工事の請負、エンジニアリング、電気機械器具・自動券売機のサービス
(株)セルテクノ	60	100.00	電気・電子機器類の設計、試験、労働者派遣業、経理・給与業務
(株)大崎電業社	48	100.00	電磁クラッチ・電磁ブレーキ等の製造、販売
(株)アイ・シー・エス	32	100.00	ソフトウェアの開発、OA機器の販売

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の6社であります。

2. 平成21年4月、神電商事(株)はシンフォニア商事(株)に、神電エンジニアリング(株)はシンフォニアエンジニアリング(株)にそれぞれ商号を変更しております。

(6)主要な事業内容

事業区分	主要製品
モーション精密機器	高速昇華型デジタルフォトリンタ、家庭用デジタルフォトリンタ、昇華型フルカラーカードプリンタ、宇宙ロケット用電装品、航空機用電装品、非接触ICカード自動販売機、非接触ICカード対応ゲートシステム、自動券売機、レスプロモータ、リニアモータ、ACサーボモータ、小形DCモータ、アライメントステージ、電磁クラッチ・ブレーキ、OA機器用電磁クラッチ、リニアドライブユニット、鉄道・建設車両用電装品 等
搬送機器	空港用地上支援車両、超重量物搬送用大型自走台車、物品高速搬送システム、振動式搬送機器、プリント基板組立装置、コーヒープラント、パーツフィーダ、半導体・液晶製造装置用ハンドリング機器 等
パワーエレクトロニクス機器	小形風力発電システム、自動車用評価システム、実車衝突実験システム、上下水中央監視システム、上下水電気設備、ハイブリッド発電システム、道路管理用電気設備、土砂災害事前感知相互通報システム、リフティングマグネット、サブマージドモータ、超高真空溶解炉、コージェネレーションシステム、高効率中小形発電機 等

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社 東京

支 社 大阪、名古屋

支 店 九州（福岡）

営業所 東北（仙台）、新潟、北陸（富山）、静岡、三重（伊勢）、四国（高松）、中国（広島）

工 場 伊勢製作所、豊橋製作所、鳥羽工場

② 主要な子会社の本社所在地

神電商事(株)（伊勢）、(株)S&Sエンジニアリング（川崎）、神電エンジニアリング(株)（伊勢・東京）、(株)セルテクノ（伊勢）、

(株)大崎電業社（東京）、(株)アイ・シー・エス（伊勢）

（注）平成21年4月、神電商事(株)はシンフォニア商事(株)に、神電エンジニアリング(株)はシンフォニアエンジニアリング(株)にそれぞれ商号を変更しております。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数	前期末比増減
モーション精密機器	1,400人	1人減
搬送機器	722人	31人減
パワーエレクトロニクス機器	963人	51人増
計	3,085人	19人増

（注）1. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

2. 就業人員数を記載しております。

② 当社の従業員数等

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,155人	12人増	40.8才	18.4年

（注）1. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

2. 就業人員数を記載しております。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
(株) みずほコーポレート銀行	8,476
(株) 三菱東京UFJ銀行	3,568
(株) 三井住友銀行	3,450
(株) 日本政策投資銀行	2,896
兵庫県信用農業協同組合連合会	2,333
みずほ信託銀行(株)	2,198
三菱UFJ信託銀行(株)	2,176
中央三井信託銀行(株)	2,015

2 会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数	580,000,000株
(2)発行済株式の総数	148,770,331株（自己株式175,280株を除く）
(3)株主数	20,704人
(4)大株主（上位10人）	

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株)退職給付信託口(株)神戸製鋼所)	29,483	19.82%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口4G)	5,356	3.60
ダイキン工業(株)	5,085	3.42
クレディットスイス(ホンコン)リミテッド	4,137	2.78
大日本印刷(株)	3,664	2.46
神鋼電機従業員持株会	2,697	1.81
ナブテスコ(株)	2,309	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	2,002	1.35
みずほ信託銀行(株)退職給付信託口(神鋼商事(株))	2,000	1.34
再信託受託者資産管理サービス信託銀行(株)		
(株)みずほコーポレート銀行	1,926	1.29

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行(株)退職給付信託口(株)神戸製鋼所)の持株数29,483千株は(株)神戸製鋼所から同信託銀行へ信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権の行使についての指図権限は(株)神戸製鋼所が保有しております。
2. みずほ信託銀行(株)退職給付信託口(神鋼商事(株))再信託受託者資産管理サービス信託銀行(株)の持株数2,000千株は神鋼商事(株)から同信託銀行へ信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権の行使についての指図権限は神鋼商事(株)が保有しております。
3. 平成21年4月、神鋼電機従業員持株会はシンフォニアテクノロジー従業員持株会に名称を変更しております。
4. 出資比率は自己株式(175,280株)を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況

平成17年6月29日開催の定時株主総会決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

- ①新株予約権の数 45個
 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式45,000株
 (新株予約権1個につき1,000株)

③取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	326円	平成19年8月1日～平成21年7月31日	33個	7人
社外取締役	—	—	—	—
監査役	326円	平成19年8月1日～平成21年7月31日	12個	3人

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

(1)で記載した新株予約権を含め、当事業年度末日における新株予約権の状況は以下の通りです。

区分	ストックオプションとして発行した新株予約権	新株予約権付社債として発行した新株予約権
発行日	平成17年8月1日	平成17年10月14日
新株予約権の数	2,595個	111個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,595,000株	普通株式 1,718,266株
新株予約権の発行価額	無償	無償
株式の発行価額	326円	323円(注)
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日より平成21年7月31日まで	平成17年10月28日より平成22年9月30日まで

(注) 株式の発行価額は、修正の条件に従い、平成19年10月31日以降372円から323円に修正されております。

4 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	他の法人等の代表状況等
佐伯弘文	代表取締役会長	CKD(株)取締役
安井強	代表取締役社長	—
山田英二	専務取締役 (全社リスク管理及び資金部の担当、経営企画部長)	—
武藤昌三	専務取締役 (情報セキュリティ推進室及びコントローラ開発営業部の担当、電機システム本部長、同本部豊橋製作所長)	—
藤本尊廣	常務取締役 (プリンタシステム本部長)	—
一木春生	常務取締役 (全社コンプライアンス及び監査部の担当、総務人事部長)	—
加藤一路	常務取締役 (開発本部及び自動車制振装置プロジェクト部の担当、電子精機本部長)	—
桐村和洋	常務取締役 (営業改革推進室・支社・支店・営業所の担当、電機システム本部副本部長、大阪支社社長)	—
下野利孝	取締役 (海外工場の担当、資材本部長)	—
村上亮造	取締役 (海外営業本部の担当、電機システム本部副本部長)	—
増子博一	取締役 (クラッチ・サーボ本部長)	—
木本伸一	取締役 (電子精機本部副本部長)	—
古谷浩三	取締役 (電子精機本部副本部長、同本部伊勢製作所長、クラッチ・サーボ本部副本部長)	—
*高下泰治	取締役 (電機システム本部副本部長、同本部試験装置営業部長、名古屋支社長)	—
*斉藤文則	取締役 (ITテクニカルセンターの担当、電機システム本部副本部長、同本部豊橋製作所副製作所長、同本部半導体・液晶機器工場長)	—
藤原寛明	取締役 (非常勤)	(株)神戸製鋼所常務執行役員
*渡辺壯嘉	常勤監査役	—
*鈴木秀一	常勤監査役	—
小原孝秀	監査役 (非常勤)	(株)神戸製鋼所経営企画部担当部長、監査部担当部長
平野重蔵	監査役 (非常勤)	神鋼商事(株)監査役

- (注) 1. 取締役のうち藤原寛明は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち渡辺壯嘉、小原孝秀及び平野重蔵は、社外監査役であります。
 3. 上表*印の者は、平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会において、新たに取締役及び監査役に選任され就任いたしました。
 4. 当期中の取締役及び監査役の退任は次の通りであります。

氏名	地位及び担当 (退任時)	退任年月日	退任事由
大森誠	取締役 (ITテクニカルセンターの担当、電機システム本部副本部長、同本部豊橋製作所長)	平成20年6月27日	任期満了
斎藤勝芳	常勤監査役	平成20年6月27日	任期満了
藤本武則	常勤監査役	平成20年6月25日	逝去

5. 平成20年6月27日をもって、次の通り取締役の地位の異動がありました。

氏名	異動前の地位	異動後の地位
桐村和洋	取締役	常務取締役

6. 監査役鈴木秀一は、当社の経理関連部門で経理経験を有し、また小原孝秀は(株)神戸製鋼所で財務業務の経験があり、平野重蔵も同社で資金部長、財務部長、執行役員財務部長、常務執行役員財務部の担当を歴任し、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 取締役下野利孝は、本年4月1日付にて「海外工場の担当、調達本部長」、また斉藤文則は同日付で「ITテクニカルセンターの担当、電機システム本部副本部長、同本部豊橋製作所副製作所長」に担当が変更になっております。
 8. 取締役藤原寛明は、本年4月1日付にて(株)神戸製鋼所専務執行役員に就任しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役16人 269,183千円

監査役5人 39,763千円

(うち、社外役員3人 21,681千円)

- (注) 1. 上記には、平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1人及び監査役2人が含まれております。
2. 平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給を決議しており、当事業年度末日における今後の打ち切り支給の予定総額は、次の通りであります。
- 取締役13人に対し総額269,100千円
3. 上記、報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
4. 上記対象人員には、無報酬の取締役、監査役各1人を除いております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

藤原寛明は(株)神戸製鋼所常務執行役員であります。

なお、(株)神戸製鋼所は、同社より日本マスタートラスト信託銀行(株)に信託設定された当社株式29,483千株(出資比率19.82%)に係る議決権の指図権限を保有しています。

(注) 藤原寛明は、本年4月1日付にて(株)神戸製鋼所専務執行役員に就任しております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

期中に14回開催された取締役会のうち藤原寛明は12回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

藤原寛明は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

② 社外監査役

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

小原孝秀は(株)神戸製鋼所経営企画部担当部長兼監査部担当部長であります。

なお、(株)神戸製鋼所は、同社より日本マスタートラスト信託銀行(株)に信託設定された当社株式29,483千株(出資比率19.82%)に係る議決権の指図権限を保有しています。

イ. 他の株式会社の社外役員の兼任状況

平野重蔵は神鋼商事(株)社外監査役であります。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

i. 取締役会への出席状況及び発言状況

期中に14回開催された取締役会のうち小原孝秀は13回、平野重蔵は13回出席し、また、渡辺壯嘉は期中の選任後11回開催された取締役会の全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

ii. 監査役会への出席状況及び発言状況

期中に15回開催された監査役会のうち小原孝秀は14回、平野重蔵は全てに出席し、また、渡辺壯嘉は期中の選任後10回開催された監査役会の全てに出席し、監査役の職務の執行に関する事項について、それぞれ必要な発言を適宜行いました。

エ. 責任限定契約の内容の概要

渡辺壯嘉、小原孝秀及び平野重蔵は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

46百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

46百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。

また、取締役会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断される場合その他その必要があると判断される場合には、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、社内の意識強化と問題の未然防止に努めています。
- ・ 「コンプライアンス委員会規程」に従って全社コンプライアンスの担当役員を任命し、また、外部有識者も加えたコンプライアンス委員会と、各部門でのコンプライアンス活動（研修の実施、マニュアルの作成を含む）を推進する組織を設置しています。加えて弁護士など、外部の専門家からも適宜アドバイスを受けています。
- ・ 法令・定款違反に関する報告体制として、スピークアップ制度（内部通報制度）を設置しています。また、不祥事が発生した場合は、トップマネジメント、取締役会、監査役会に報告が行われています。
- ・ 監査部による内部監査を行っています。
- ・ 財務報告に係る内部統制についても、整備・運用の基本方針に基づき、継続的な運用と改善を図っています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 当社は、取締役の意思決定及び職務の遂行に係る情報の保存及び管理については、責任部門において社内規程に基づき行っています。これら社内規程は、必要に応じて見直し等を行っています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、現下の激しい経営環境の変化の中で、ビジネス、法令違反、安全衛生・環境、天災地変、情報通信などに起因するリスクの評価と対応を適切に行うため、リスク管理に関わる基本的事項を定めた「リスク管理規程」、並びに予防保全策及びリスク顕在時の対応事項等を網羅した「リスク管理大綱」を策定し、リスク管理担当役員の任命、リスク管理委員会の設置等により、リスク管理体制を整備しています。
 - ・ 当社並びにグループ全体の事業活動に影響を及ぼすリスクの発生時には、リスク管理規程に定めるリスク管理体制により、情報収集とそれらに対する対応策を立案の上、リスク管理委員会において審議、決定し、実施に移しています。また、重大なリスクの発生時には取締役会へ報告し、もしくは必要に応じて審議、決定の上、対応策を実施しています。
- 個別業務に関するビジネスリスクについては、内部統制の適切な整備・運用を図り、決裁規程、その他社内規程に基づき対策を講じ

- ています。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、経営戦略及び経営課題を明確にするために、中期経営計画や年度の経営計画を策定し、その達成度合いを、業績管理制度を通じてチェックしています。
 - ・毎月の定例及び臨時の取締役会、経営会議、予算執行会議を開催し、迅速かつ多面的に経営意思の決定とフォローを行っています。
 - ・各部門において幹部からのきめ細かい業務の報告を通して、担当取締役が業務の執行状況を把握し、監督しています。
 - ・決裁制度、予算制度、人事管理制度などを整備し、適切な権限委譲の下、効率的に職務が執行されるような体制を整備しています。
 - ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、関係会社管理規程に基づき、統括部門、事業運営管理部門、業務サポート部門を定め、あわせて経営企画部に専任のスタッフを置くことを定め、グループ運営を行っています。
 - ・グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、会議開催による多面的な検討を経て、慎重に決定しています。
 - ・主要な子会社に対しては、当社から取締役や監査役を派遣するとともに、子会社の月例幹部会に出席し、事業運営状況を確認しています。
 - ・グループ企業を含めてコンプライアンス活動（研修の実施、マニュアルの作成を含む）を推進しています。なお、海外現地法人についての活動は、今後計画します。
 - ⑥監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - ・当社は、監査部スタッフの体制強化を図っています。
 - ・監査部が監査役会の事務局業務を兼務して、監査役あるいは監査役会の指示に従ってその職務を補助しています。
 - ⑦監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・当社は、監査部に属する使用人の、取締役あるいはその他の使用人からの独立性を確保するため、その任命、異動、評価、懲戒等の人事権に係る事項について、監査役会と事前に協議しています。
 - ⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・当社の取締役及び使用人は、「監査役監査基準」に従い、監査役に対してその要請に応じて資料を閲覧に供し、あるいは報告を行っています。
 - ・監査役は、取締役の業務執行を監査するため、取締役会、予算執行会議等の重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧等を行っています。
 - ⑨監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役会で決議した「年度監査方針・計画」を毎年取締役会で確認するほか、監査役からの要請に基づき、その円滑な監査活動を保障するための環境整備に努めています。
 - ・監査役と代表取締役、監査部、会計監査人との意見交換の機会を設けています。

7 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を決定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると当社取締役会は考えております。上場会社である当社の株式については自由な取引が認められており、当社取締役会は、当社に対し大規模買付行為（下記(3)2)①において定義されます。以下同じです。）が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様にご委ねされるべ

きであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為には、その目的等から見て①企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値の源泉は、①多岐にわたる製品を、機械・電気・制御の開発・生産から販売まで行う一貫体制、②創業90年の豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力、③ステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係、④事業組織間での人材、固有技術、製造技術等のシナジーを積み重ねていく企業風土、⑤組織、人材のシナジーを引き出す経営と従業員の信頼関係にあると考えておりますが、当社株券等の大規模買付行為を行う者が当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益は毀損されることになりません。また、外部者である大規模買付者（下記(3)2)②において定義されます。以下同じです。）により大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様がこれに応じるか否かを決定するに際しては、大規模買付者から、事前に、株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される必要があると考えており、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益は毀損される可能性があります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2)基本方針の実現に資する取組

1) 当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に向けた取組について

当社は、安定収益を確保し続けて、全てのステークホルダーの皆様へ満足いただき、「一人前の企業グループ」として認めていただけることを目指し、平成20年度を最終年度とする中期経営計画では、利益を伴った成長を実現し、財務体質強化と安定配当を同時に達成することで、飛躍し続ける当社を株主、顧客、取引先、地域・社会、従業員に示していくことを基本方針としております。

中期経営計画の重点施策としては、輸出の拡大、既存技術を基盤とする新製品の開発、海外・国内生産拠点の最適化、大学等の外部機関との協業による新技術獲得や、技能伝承のための人材教育の強化に取り組み、特に、当社独自の企業風土を維持・発展させていく上で、電子機器、精密機械、制御・ソフトの設計・開発に関わる高度な技術や溶接・加工等の製造技術・技能を支えてきた団塊世代の技能伝承は、最重要事項であります。当社が企業価値＝業績向上を続けていくため、機械やデータに置き換えることができない技能や組織間のシナジーの重要性を大切にす企業風土を醸成するとともに、これを深く理解する経営と従業員との信頼の更なる強化に取り組んでまいりました。

次期の中期経営計画につきましては、現下の経済環境の急激な悪化に伴い、今後の事業環境の趨勢を見極めた上で策定することとしております。新中期経営計画を策定した際には、改めて開示いたします。

2) 企業価値ひいては株主共同の利益向上の基盤となる仕組み－コーポレートガバナンスの整備

当社は、経営目標を達成する過程においても、各ステークホルダーとのより良好な関係にも配慮すべきであると考えており、かかる目的のために、各ステークホルダーの皆様のご理解とご支援をいただくこと、及び法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、企業価値の向上と経営チェック機能の充実を図ることを目指しております。具体的な施策としては、外部からの経営チェック・助言により適切な経営に資するため、会社法及び同施行規則の要件を満たす社外監査役3名を選任し、また、コンプライアンスに対する社内の意識強化と問題の未然防止に資するため、全社コンプライアンスの担当役員の任命や、外部有識者も加えたコンプライアンス委員会の設置を行っております。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

当社は、上記(1)に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が毀損されることを防止するための取組の一つとして、当社株券等の大規模買付行為に

関する対応方針（買収防衛策）（以下、「本対応方針」といいます。）の導入に関する議案を平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会に諮り、承認されました。

本対応方針の導入の目的及び概要は以下のとおりであります。

1) 本対応方針導入の目的

本対応方針は、上記(1)に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであります。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断し、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の一環として、本対応方針を導入することを決定いたしました。

2) 本対応方針の概要

①対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)若しくは(ii)に該当する行為またはこれらに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付

(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものであります。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、(i)当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（原則として60日間。以下、「取締役会評価期間」といいます。）が終了するまでの間、及び(ii)取締役会評価期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主の総体的意思を確認する総会（以下、「株主意識確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意識確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとしております。

③対抗措置の発動

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う場合、または、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値若しくは株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、または株主意識確認総会の決議内容に従い、対抗措置を発動するか否かの判断を行います。本対応方針における対抗措置としては、原則として、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者その他一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。

なお、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

④取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会、株主意思確認総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、独立委員会規程に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者若しくは他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしております。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。また、これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認することがあります。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適時情報を開示することによりその透明性を確保することとしております。

なお、本対応方針の導入当初の独立委員会は、独立性の高い社外の有識者により構成されております。

⑤本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化される可能性があります。

3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとし、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii)当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとしたします。

なお、本対応方針の詳細につきましては、平成20年5月15日付当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入について」をご覧ください。（当社ホームページ <http://www.sinfo-t.jp>）

(4)上記(2)の取組についての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主の皆様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を目的に、上記(2)の取組を行っておりますが、これらの取組の実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組は、上記(1)の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組は上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(5)上記(3)の取組についての当社取締役会の判断

本対応方針は、上記(1)の基本方針に沿って、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉を行うこと等を可能とし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

また、本対応方針は、下記1)から5)までのとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されるものであり、かつ、株主意思を重視し、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足し、本対応方針の導入、更新、廃止等について株主の皆様の意思が反映されることとしており、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性・公正性が担保されているものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 株主意を重視するものであること

本対応方針は、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会において、本対応方針の導入に関する議案が諮られ、承認されたものです。

また、上記(3)3)に記載のとおり、その有効期間は平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとしていますが、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、または(ii)当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。また、独立委員会が株主意確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関する議案を株主意確認総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。

3) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

4) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手續が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否か、株主意確認総会を招集するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではなく、また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっており、毎年定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができるため、本対応方針は、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

以上のとおり、上記(3)の取組は上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

以上

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	50,176	流 動 負 債	46,692
現金及び預金	8,841	支払手形及び買掛金	14,589
受取手形及び売掛金	18,967	短期借入金	22,518
商品及び製品	1,306	未払法人税等	325
仕掛品	11,627	受注損失引当金	1,041
原材料及び貯蔵品	6,840	その他	8,216
繰延税金資産	1,387	固 定 負 債	26,274
その他	1,452	社債	555
貸倒引当金	▲247	長期借入金	19,289
固 定 資 産	45,065	繰延税金負債	1,684
有形固定資産	31,534	再評価に係る繰延税金負債	2,221
建物及び構築物	10,683	退職給付引当金	1,644
機械装置及び車両運搬具	4,457	役員退職慰労引当金	41
土地	14,351	環境対策引当金	176
その他	2,041	その他	662
無形固定資産	1,219	負 債 合 計	72,966
のれん	763	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	384	株 主 資 本	19,210
その他	72	資本金	10,156
投資その他の資産	12,311	資本剰余金	453
投資有価証券	5,447	利益剰余金	8,651
前払年金費用	4,918	自己株式	▲50
その他	3,093	評価・換算差額等	3,065
貸倒引当金	▲1,147	その他有価証券評価差額金	▲292
資 産 合 計	95,242	繰延ヘッジ損益	▲3
		土地再評価差額金	3,360
		純 資 産 合 計	22,276
		負債及び純資産合計	95,242

連結損益計算書 (平成20年4月1日より
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		73,498
売 上 原 価		59,048
売 上 総 利 益		14,449
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,672
営 業 利 益		777
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	193	
そ の 他	175	369
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	540	
そ の 他	350	890
経 常 利 益		256
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,088	1,088
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,727	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	937	
減 損 損 失	295	
固 定 資 産 処 分 損	216	
社 名 変 更 費 用	144	4,321
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		2,976
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	351	
法 人 税 等 調 整 額	▲107	244
当 期 純 損 失		3,220

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日より
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	9,742	41	12,719	▲47	22,455
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	414	412	—	—	826
剰余金の配当	—	—	▲877	—	▲877
当期純損失	—	—	▲3,220	—	▲3,220
自己株式の取得	—	—	—	▲9	▲9
自己株式の処分	—	▲0	—	6	6
土地再評価差額金の取崩	—	—	29	—	29
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	414	412	▲4,068	▲3	▲3,244
平成21年3月31日残高	10,156	453	8,651	▲50	19,210

	評価・換算差額等				純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日残高	▲296	▲2	3,390	3,090	25,546
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	—	—	—	—	826
剰余金の配当	—	—	—	—	▲877
当期純損失	—	—	—	—	▲3,220
自己株式の取得	—	—	—	—	▲9
自己株式の処分	—	—	—	—	6
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	29
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	4	▲0	▲29	▲25	▲25
連結会計年度中の変動額合計	4	▲0	▲29	▲25	▲3,270
平成21年3月31日残高	▲292	▲3	3,360	3,065	22,276

【連結注記表】

<p>1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項 連結子会社は、神電商事(株)、神電エンジニアリング(株)、(株)セルテック、(株)アイ・シー・エス、(株)大崎電業社、(株)S&Sエンジニアリングの6社であります。 なお平成21年4月より、「神電商事(株)」から「シンフォニア商事(株)」に、「神電エンジニアリング(株)」から「シンフォニアエンジニアリング(株)」に社名を変更しております。 非連結子会社は、日本デジタル・フォート(株)等4社であります。 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の合計額はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲より除外しております。</p>	無形固定資産	定額法 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
<p>(2) 持分法の適用に関する事項 持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。 持分法を適用していない非連結子会社(4社)及び天津神網電機有限公司等関連会社(3社)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>	⑤ 引当金の計上基準 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
<p>(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち(株)大崎電業社の決算日は1月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	受注損失引当金	受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を引当計上しております。 なお、当連結会計年度末の仕掛品残高が受注契約額を上回っている場合には、その上回った金額は仕掛品残高から控除しており、受注損失引当金には含めておりません。
<p>(4) 会計処理基準に関する事項</p> <p>① 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、当該差異が発生した各連結会計年度末在籍従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による按分額を、それぞれ発生した連結会計年度より費用処理しております。
<p>② デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法</p>	役員退職慰労引当金	連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。 (追加情報)
<p>③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法 商品及び製品 主として、個別法及び総平均法による原価法 仕掛品 個別法による原価法 原材料及び貯蔵品 主として、総平均法による原価法 (連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)</p>	環境対策引当金	当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会終結時をもって役員退職慰労金制度を廃止しました。 これに伴い、役員退職慰労引当金は全額取り崩し、打ち切り支給額の未払分を流動負債及び固定負債の「その他」にそれぞれ計上しております。 なお、連結子会社は従来どおりの制度を継続しております。 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。
<p>④ 固定資産の減価償却方法 有形固定資産 当社は定額法、連結子会社は主として定率法によっております。 (追加情報) 平成20年度の法人税法の改正に伴い、機械装置については、改正後の法定耐用年数を適用し、当連結会計年度より耐用年数の変更を行っております。 この結果、従来と同一の基準によった場合に比べて、減価償却費は261百万円増加し、営業利益及び経常利益はそれぞれ同額減少し、税金等調整前当期純損失は同額増加しております。</p>		

⑥ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理しております。なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理しております。

⑦消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によるものとします。

5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によるものとします。

6) のれんの償却に関する事項

のれんについては、5年間で均等償却しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

リース取引に関する会計基準等の適用

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当連結会計年度より適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保に供している資産

建物	993百万円
機械装置	186百万円
土地	11,045百万円
計	12,225百万円

なお、当連結会計年度末において担保提供に対応する債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

31,669百万円
なお、減価償却累計額には減損損失累計額194百万円を含んでおります。

(3) 保証債務

金融機関からの借入金に対する債務保証

SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD. (注)	172百万円
(外貨建60百万円タイパーツ)	
天津神綱電機有限公司	64百万円
計	237百万円

(注) 平成20年7月より「THAI PARTS FEEDER CO., LTD.」から社名を変更しております。

(4) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額から「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法によるものとします。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

▲3,184百万円

(5) 投資有価証券の貸出

当社は、投資有価証券の一部を現金担保付株券貸借契約に基づき貸し出してしております。連結貸借対照表上、当該貸出有価証券1,253百万円は投資有価証券に、これに対応する担保受入額1,000百万円は短期借入金に含めて計上しております。

(6) タームローン契約

当社は、運転資金の効率的調達を行うため、取引銀行8行とタームローン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるタームローンに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

タームローンの総額	2,200百万円
借入未実行残高	2,200百万円
差引額	1百万円

4. 連結株資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 148,945,611株 (自己株式含む)

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 175,280株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成20年6月27日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	877百万円
1株当たりの配当額	6円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成21年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり議案を予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	446百万円
1株当たりの配当額	3円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	149円74銭
1株当たり当期純損失	22円00銭

6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	45,330	流 動 負 債	43,504
現金及び預金	8,013	支払手形	3,910
受取手形	2,119	買掛金	8,576
売掛金	13,013	短期借入金	22,518
商品及び製品	1,087	未払金	864
仕掛品	10,823	未払費用	3,444
原材料及び貯蔵品	6,782	未払法人税等	169
前渡金	55	未払消費税等	420
前払費用	45	前受金	666
繰延税金資産	1,183	預り金	800
短期貸付金	1,166	設備関係支払手形	1,085
未収入金	1,064	受注損失引当金	1,041
その他	115	その他	5
貸倒引当金	▲140	固 定 負 債	25,464
固 定 資 産	45,849	社債	555
有形固定資産	31,204	長期借入金	19,289
建物	9,690	繰延税金負債	1,467
構築物	484	再評価に係る繰延税金負債	2,221
機械装置	4,215	退職給付引当金	1,112
車両運搬具	38	環境対策引当金	176
工具器具備品	1,303	その他	642
土地	14,817	負 債 合 計	68,968
建設仮勘定	654	純 資 産 の 部	
無形固定資産	363	株 主 資 本	19,133
ソフトウェア	316	資本金	10,156
その他	46	資本剰余金	453
投資その他の資産	14,281	資本準備金	452
投資有価証券	4,878	その他資本剰余金	0
関係会社株式	2,147	利益剰余金	8,574
関係会社出資金	151	利益準備金	330
長期貸付金	1,359	その他利益剰余金	8,243
破産更生債権等	728	繰越利益剰余金	8,243
前払年金費用	4,918	自己株式	▲50
長期前払費用	13	評価・換算差額等	3,076
その他	824	その他有価証券評価差額金	▲280
貸倒引当金	▲740	繰延ヘッジ損益	▲3
資 産 合 計	91,179	土地再評価差額金	3,360
		純 資 産 合 計	22,210
		負債及び純資産合計	91,179

損益計算書 (平成20年4月1日より
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		56,808
売 上 原 価		47,421
売 上 総 利 益		9,386
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,855
営 業 利 益		531
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	367	
そ の 他	144	511
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	545	
そ の 他	262	808
経 常 利 益		233
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,088	1,088
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,637	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	631	
減 損 損 失	276	
固 定 資 産 処 分 損	216	
社 名 変 更 費 用	135	3,897
税 引 前 当 期 純 損 失		2,575
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	168	
法 人 税 等 調 整 額	▲145	23
当 期 純 損 失		2,599

株主資本等変動計算書

(平成20年4月 1日より
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成20年3月31日残高	9,742	40	0	41	243	11,777	12,020
事業年度中の変動額							
新株の発行	414	412	—	412	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	87	▲965	▲877
当期純損失	—	—	—	—	—	▲2,599	▲2,599
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	▲0	▲0	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	29	29
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	414	412	▲0	412	87	▲3,534	▲3,446
平成21年3月31日残高	10,156	452	0	453	330	8,243	8,574

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日残高	▲47	21,757	▲393	▲2	3,390	2,993	24,750
事業年度中の変動額							
新株の発行	—	826	—	—	—	—	826
剰余金の配当	—	▲877	—	—	—	—	▲877
当期純損失	—	▲2,599	—	—	—	—	▲2,599
自己株式の取得	▲9	▲9	—	—	—	—	▲9
自己株式の処分	6	6	—	—	—	—	6
土地再評価差額金の取崩	—	29	—	—	—	—	29
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	113	▲0	▲29	82	82
事業年度中の変動額合計	▲3	▲2,623	113	▲0	▲29	82	▲2,540
平成21年3月31日残高	▲50	19,133	▲280	▲3	3,360	3,076	22,210

【個別注記表】

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品	個別法及び総平均法による原価法
仕掛品	個別法による原価法
原材料及び貯蔵品	総平均法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）	

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産	定額法 （追加情報） 平成20年度の法人税法改正に伴い、機械装置については、改正後の法定耐用年数を適用し、当期より耐用年数の変更を行っております。 この結果、従来と同一の基準によった場合に比べて、減価償却費は256百万円増加し、営業利益及び経常利益はそれぞれ同額減少し、税引前当期純損失は同額増加しております。
無形固定資産	定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、
-------	--------------------

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌期以降の損失見込額を引当計上しております。

なお、当期末の仕掛品残高が受注契約額を上回っている場合には、その上回った金額は仕掛品残高から控除しており、受注損失引当金には含めておりません。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異については、当該差異が発生した各期末在籍従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を、それぞれ発生翌期より費用処理しております。

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

（追加情報）

従業員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成

20年6月27日開催の第84回定時株主総会終結時をもって役員退職慰労金制度を廃止しました。

これに伴い、役員退職慰労引当金は全額取り崩し、打ち切り支給額の未払分を流動負債の「未払金」及び固定負債の「その他」に計上しております。

(6)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっております。

(7)消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 重要な会計方針の変更

リース取引に関する会計基準等の適用

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当期より適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる営業利益は、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産

建物	993百万円
機械装置	186百万円
土地	11,045百万円
計	12,225百万円

なお、当事業年度末において担保提供に対応する債務はありません。

(2)有形固定資産の減価償却累計額 30,261百万円
 なお、減価償却累計額には減損損失累計額183百万円を含んでおります。

(3)保証債務

金融機関からの借入金に対する債務保証	
SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO.,LTD.(注)	172百万円 (外貨建60百万タイバーツ)
天津神鋼電機有限公司	64百万円
計	237百万円

(注)平成20年7月より、「THAI PARTS FEEDER CO.,LTD.」から社名を変更しております。

(4)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,583百万円
長期金銭債権	1,100百万円
短期金銭債務	1,288百万円
長期金銭債務	9百万円

(5)土地の再評価

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額から「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日
 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

▲3,184百万円

(6)投資有価証券の貸出

投資有価証券の一部を現金担保付株券貸借契約に基づき貸し出しております。

貸借対照表上、当該貸出有価証券1,253百万円は投資有価証券に、これに対応する担保受入額1,000百万円は短期借入金に含めて計上しております。

(7)タームローン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行とタームローン契約を締結しております。
当事業年度末におけるタームローンに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

タームローンの総額	2,200百万円
借入実行残高	2,200百万円
差引額	一百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	1,790百万円
関係会社からの仕入高	4,862百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	124百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式

175,280株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	430百万円
受注損失引当金	414百万円
投資有価証券評価損	396百万円
未払賞与	360百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	333百万円
その他	775百万円

繰延税金資産小計 2,712百万円

評価性引当額 ▲1,481百万円

繰延税金負債との相殺 ▲47百万円

繰延税金資産合計 1,183百万円

繰延税金負債

前払年金費用 1,514百万円

繰延負債小計 1,514百万円

繰延税金資産との相殺 ▲47百万円

繰延税金負債合計 1,467百万円

繰延税金負債の純額 284百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額（支払利子込み法）

取得価額相当額	1,092百万円
減価償却累計額相当額	641百万円
期末残高相当額	450百万円

(2)未経過リース料期末残高相当額（支払利子込み法）

一年以内	121百万円
一年超	328百万円
合計	450百万円

(3)支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	137百万円
減価償却費相当額	137百万円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	149円30銭
1株当たり当期純損失	17円75銭

9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 乾 一 良 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 黒 木 賢 一 郎 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンフォニアテクノロジー株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 乾 一 良 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 黒 木 賢 一 郎 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況については報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、当社は、札幌市発注の水処理施設に係る電気設備工事において、平成20年10月、公正取引委員会から独占禁止法違反による排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたが、再発防止策を含め、適切な対応がなされていると認めます。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びあずさ監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月13日

シンフォニアテクノロジー株式会社 監査役会

監査役（常勤）鈴木秀一 ㊟

監査役（常勤）渡辺壯嘉 ㊟

監査役 小原孝秀 ㊟

監査役 平野重蔵 ㊟

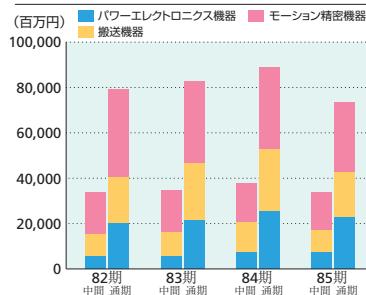
(注) 監査役（常勤）渡辺壯嘉、監査役 小原孝秀及び監査役 平野重蔵は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

財産及び損益の状況の推移

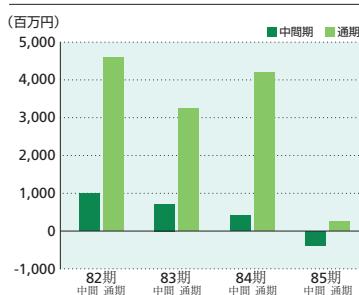
		第82期		第83期		第84期		第85期	
		中間	通期	中間	通期	中間	通期	中間	通期
受注高 (百万円)	連結	40,576	77,702	43,581	85,439	45,885	89,630	40,698	69,326
	単独	33,663	64,640	34,940	67,756	36,407	70,275	31,288	53,808
売上高 (百万円)	連結	34,001	79,206	34,576	83,012	37,999	88,959	34,013	73,498
	単独	27,411	65,367	28,098	66,055	29,445	70,330	26,316	56,808
経常利益 (百万円)	連結	984	4,592	715	3,239	423	4,204	▲388	256
	単独	554	3,189	1,079	3,550	572	3,934	▲16	233
当期(中間)純利益 (百万円)	連結	624	3,056	2,913	5,093	▲177	2,361	▲975	▲3,220
	単独	297	1,808	4,861	6,533	16	2,043	▲636	▲2,599
1株当たり当期(中間)純利益 (円)	連結	4.27	20.93	19.95	34.87	▲1.21	16.17	▲6.67	▲22.00
	単独	2.04	12.38	33.29	44.74	0.11	13.99	▲4.35	▲17.75
総資産 (百万円)	連結	90,725	94,092	92,051	96,554	92,949	101,517	94,288	95,242
	単独	85,790	88,156	88,049	90,911	87,837	95,797	89,519	91,179

経営指標の推移 (連結)

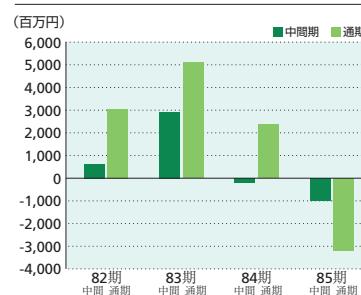
売上高



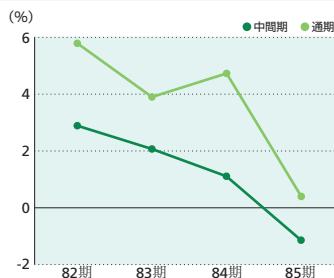
経常利益



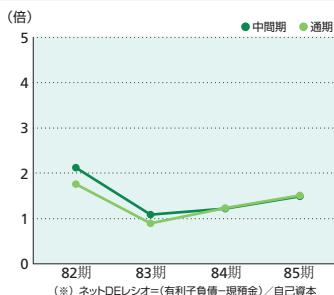
当期(中間)純利益



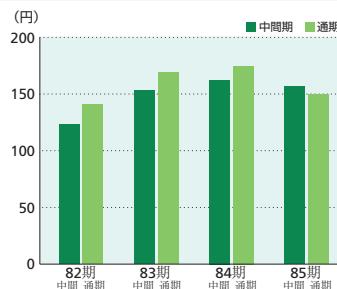
売上高経常利益率



ネットDEレシオ(※)



1株当たり純資産



▶▶ 2009年4月1日付で「神鋼電機株式会社」から「シンフォニア テクノロジー株式会社」に商号変更

当社は、大正6年（1917年）に（株）鳥羽造船所（のちの（株）神戸製鋼所 電機部鳥羽電機製作工場）の電機品試作工場として創業以来、中堅重電機メーカーとして歩みを続けてまいりましたが、近年、産業の発展、技術の高度化に合わせ、電子・精密・制御分野へと事業領域の変革を強力に推し進めてまいりました。

このような企業体の変貌に加え、創業90年を経過したことを契機に、電機だけでは言い表すことができない現在の事業体を表現し、さらには、当社が社会で存在し続ける新たな価値と、次なる時代への飛躍への思いを込め、昨年の定時株主総会でご承認いただきましたように、本年4月1日をもって「神鋼電機株式会社」から「シンフォニアテクノロジー株式会社」へ商号変更を実施いたしました。

この商号変更にあたりましては、従業員一人ひとりが「新ブランドは自らが育てる」という気概と決意をもって、お客様へ積極的に周知活動を行ってまいりましたが、これに加え、対外的な認知度の向上や従業員の士気高揚も図るため、本年3月より当社初となるテレビCMを放映いたしました。また、新たなるコーポレートブランドを構築するためにブランドステートメントを制定し、商標、コーポレートカラーも一新するなど、ブランド価値の向上に向けて取り組んでまいりました。

当社を取り巻く経営環境は誠に厳しいものがありますが、ブランドステートメント“響いてこそ技術”に込めた、企業における全ての技術は、株主様をはじめ全てのステークホルダー、社会に貢献してこそ価値があるとの認識を新たにして、企業価値の向上に向けて従業員一体となってチャレンジしてまいります。

新商号の由来

シンフォニアは、17世紀イタリアのオペラの序曲が語源で、英語ではシンフォニーに相当し、交響曲を意味する言葉であります。この交響曲が世界各国で愛される所以は、長い歴史の中で培われてきたオーケストラの多彩な音や旋律の表現技術にあるといわれております。

当社の強みは多彩な製品と技術、人材であり、この多彩さの象徴としてシンフォニアを引用し、テクノロジーと組み合わせました。またシンフォニアの語源であるオペラの序曲は、クライマックスへ向けたまさに序章であり、新商号は当社の将来に向けた飛躍への始まりであるとの意味を込めております。

ブランドステートメント

響いてこそ技術

いくつもの旋律が聴衆の心に響く交響曲（シンフォニー）のように、製品・サービスを通して「お客様の心に響く技術」、「地球の未来に響く技術」、「人を大切に思う気持ちへ響く技術」を追い求め、より多彩な技術で新しい時代のシンフォニーを奏でてまいります。

響いてこそ技術
シンフォニア テクノロジー

▶▶コントローラ開発営業部を新設

当社は昨年11月、システムの動きを制御・監視する装置であるコントローラのビジネスを拡大発展させていくために、社長直属部門として「コントローラ開発営業部」を新設いたしました。

当社はハードとソフトの両面を持つメーカーの強みをベースに、自社や他社の駆動機器（アクチュエータ）や駆動装置（パワー回路、ドライバ等）を統括する、50種類を超えるコントローラ製品をあらゆる産業向に納入してまいりました。その豊富な経験と実績、また長年蓄積してきた制御技術のノウハウ、コントローラ

開発力を基に、従来は一部建設機械やフォークリフト向に外販を行っていたものの、主に社内向を中心に製造供給してきた各種コントローラの、積極的な外販に取り組んでまいります。

今後コントローラ開発力をさらに増強することで、新規顧客の獲得や新製品の開発、既存製品のユニット化・システム化戦略を一層加速させ、将来的にはコントローラ単体での事業本部の設立も目指してまいります。



パーツフィーダ用コントローラ



プラントコントローラ



建機用コントローラ

▶▶業界最高、最大加速度を実現した新型HDリニアモータを開発



当社は、独自開発のHD（High Density=高力密度）リニアモータの磁気回路にさらに改良を加え、一次側（磁石、コア、コイル=コイルユニット）を分割してその間に二次側（鉄心）を配置し、二次側を可動部とする業界初の鉄心可動型（ムービングアイアンタイプ）の構造を採用した画期的な新型リニアモータを開発し、販売を開始いたしました。二次側

を可動部とすることでサイズを大幅に小型化しただけでなく、この可動部の軽量化も図ることにより、最大加速度が33G（当社の従来型である一次側駆動方式の場合の最大加速度は7G）と、業界最高の加速度を実現いたしました。（特許出願済み）

今回開発したリニアモータは、最大推力が1000N、可動部質量が2.87kg（従来機17kg）であり、最大推力と可動部質量の比が33:1と極めて大きいことから、短い距離の往復で高速加減速が要求される半導体、電子部品の製造装置向等に効果を発揮するものと期待しております。

株主メモ

■事業年度

4月1日から翌年3月31日まで

■定時株主総会

6月

■基準日

定時株主総会 3月31日

期末配当金 3月31日

中間配当金 9月30日

(その他必要あるときは予め公告します。)

■上場取引所

東京

■株主名簿管理人

東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社

■同事務取扱所

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

中央三井信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120(78)2031 (フリーダイヤル)

取次事務は中央三井信託銀行株式会社の全国各支店並びに日本証券代行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

■当社所在地/本社

〒105-8564 東京都港区芝大門一丁目1番30号(芝NBFタワー)

TEL 03(5473)1800

■当社ホームページアドレス

<http://www.sinfo-t.jp>

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申し出先について

株様の口座のある証券会社にお申し出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社にお申し出ください。

未払配当金の支払について

株主名簿管理人である中央三井信託銀行株式会社にお申し出ください。

上場株式配当等の支払に関する通知書について

租税特別措置法の平成20年改正(平成20年4月30日法律第23号)により、平成21年1月以降にお支払する配当金について株主様あてに配当金額や源泉徴収税額等を記載した「支払通知書」を送付することが義務付けられました。

配当金領収証にてお受取りの株主様は年末または翌年初に「支払通知書」を送付いたしますのでご覧ください。口座振込を指定されている株主様は配当金支払の際送付している「配当金計算書」が「支払通知書」となります。なお、両書類は確定申告を行う際その添付資料としてご使用いただくことができます。

株主様のご住所・お名前に使用する文字に関してのご案内

株券電子化実施に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構(ほふり)が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部または一部をほふりが指定した文字またはカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛て先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

配当金受取方法のお取扱いについて

株券電子化実施に伴い、従来の配当金振込口座のご指定方法に加えて、あらかじめ登録した一つの預金口座で株主様の保有しているすべての銘柄の配当金のお受け取りや、証券会社の口座でも配当金のお受け取りが可能となりました。確実に配当金をお受け取りいただくためにも、これらの振込みによる配当金のお受け取りをお勧めします。詳しくはお取引の証券会社等にお問合せください。

表紙の写真は

- ・新型HDリニアモータ
 - ・スクラップ吊り小判型リフマゲ
 - ・デュアルモーションパワーツィード用コントローラ
- です。

響いてこそ技術
シンフォニア テクノロジー



環境に配慮した「大豆油インキ」を使用しています。